

派遣法違反、実態生々しく 事前面接・契約外の庶務… 日産・アデコ判決

『朝日新聞』2015年9月18日

今年7月、大手派遣会社アデコから日産自動車に6年近く派遣された後に「派遣切り」された女性の裁判の判決があった。

業務内容	S号 事務用機器操作業務 PCを使用したデータ入力 及び、一体的に行われる社務業務、次の付随的業務は1日又は1週間あたり1割以下とす		
期間	2008年07月01日	～	2008年09月30日
就業曜日	月・就業	火・就業	水・就業
休日	派遣先の社休日に準ずる。		
就業その他			
就業時間	就業日① 就業日②	09:00 ～ 18:00	就業時 その他
時間外労働	あり	4時間5コマ制度 無	休日労働 あり
時間外	超過就業1 08時間00分超		労働安全衛生法第74条第1項第2号

原告の女性がアデコと結んでいた雇用契約書。業務内容は「PCを使用したデータ入力」となっている

判決文からは、大手派遣会社が間に入っている、派遣先企業に左右される派遣社員の不安定な労働の実態が浮かび上がってくる。

原告の女性はアデコに登録し、2003年10月から日産本社で働いていた。契約更新を繰り返し、09年5月末で契約が打ち切られた。女性は、日産に労働者派遣法違反があったとして、正社員としての地位を認めるよう東京地裁に裁判を起こした。

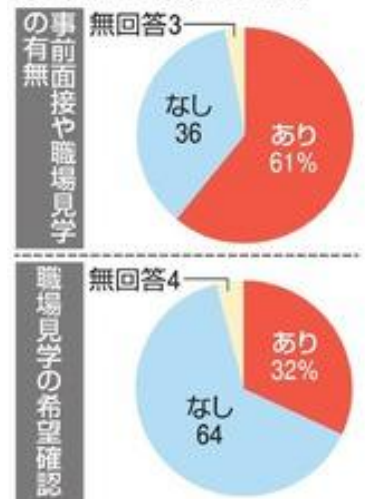
■正社員化は認めず

判決は、複数の派遣法違反があったことは認めたが、正社員になりたいという女性の訴え自体は退けた。

認定された違反の実態は生々しい。

女性が面接のため、アデコの担当者と日産を訪れたのは03年9月下旬。アデコの担当者と会ったのはこの時が初めてだったという。

禁止されているはずの「派遣先の特定期間」は横行している
派遣先への事前の訪問は労働者の希望がある時に限り認められる。
NPO法人派遣労働ネットワークの調査(2013年、有効回答537人)



女性は当時20代前半。「若いから素直で扱いやすいと思いますよ」。アデコの担当者は面接した日産社員にこう言ったという。「まるで奴隷商人だと思った」

判決によると、面接した日産社員は、「英語は使えるか」「エクセルの関数は使えるか」「職場の飲み会には参加できるか」などと質問した。時間は約20分。アデコの担当者は日産社員に女性の経歴や資格を記録したカードを渡した。契約は面接の後だ。

どの人を派遣するかを決めるのは派遣会社だというのが決まりで、派遣先が派遣社員を選ぶことは「特定行為」として禁止されている。ただ、こうした“事前面接”は広く行われているという指摘がある。判決も「派遣法が禁止する特定行為が行われていた疑いが強いというべきである」と述べた。

■社員の弁当買いに

仕事内容にも違反があった。

契約書によると、女性の仕事は派遣法が定める「5号」。パソコンを使ってデータを入力する仕事を指す。今の派遣法では専門的だとされ、無期限に派遣を使える仕事の一つだ。女性は「1年くらいはコピーやホチキス止めなど。社員のためにお菓子や弁当を買いにも行った」。

無期限に派遣を使える契約を結びながら、実際には違う仕事をさせることは違反だ。判決も女性が庶務の仕事をしていたことを認めて、「日産本社で就労していた期間を通じて5号業務には該当しなかったものと認めるのが相当である」と述べた。

なぜそんなことになったのか。判決は、アデコの担当者が女性の仕事内容を確認することを怠っていたとして、「派遣元事業主としての責任を果たさず、多くの派遣法違反を招いていた」と断じた。

■原告女性「すべて派遣先次第」

女性にとって日産の職場は働きやすかった。安定したいという気持ちも募った。

08年6月ごろ、同じ仕事をしていた正社員が産休に入るため、他の部署からの異動か中途採用で補充するらしいという話を聞いた。

派遣法には、同じ仕事で正社員を採用する場合、派遣社員が優先されるという規定があった。女性はアデコの担当者に連絡をとり、「直接雇用にしてほしい」と伝えた。ところが、東京地裁の判決によると、アデコの担当者は「自分で日産と交渉してほしい」と言うだけだった。相談した日産の上司は「いいね」と人事と交渉してくれたが、2、3日後、希望がかなわないことを知らされた。「アデコの人は結果がわかっていたんだ」。女性は思った。

日産が契約を打ち切った後、女性は別の派遣会社に登録。今の勤務先で派遣社員として働き始め、そのまま直接雇用の契約社員になった。

今月11日に成立した改正労働者派遣法は、派遣社員が同じ派遣先で3年働いた場合、派遣会社が派遣先に直接雇用を依頼することなどを義務づけている。「希望する人には正社員への道を開く」と政府が主張する根拠だ。

でも、女性はこう言う。「すべては派遣先次第。派遣会社がどうこうできる話ではありません」(編集委員・沢路毅彦)

<日産自動車グローバル企業広報部のコメント> 事実認定には、承服しかねる点もあるものの、判決が確定しているので、論評は差し控えさせていただきます。事務派遣は直接雇用の契約従業員に切り替えています。

<アデコ広報担当者のコメント> 判決が確定していますので、個々の事実認定についての論評は差し控えさせていただきます。これまで以上に厳格に法令を順守し、事業活動を行ってまいります。